

諮問日：平成31年3月25日（平成30年度（最情）諮問第97号）

答申日：令和元年9月20日（令和元年度（最情）答申第46号）

件名：修習給付金に関する所得税等の取扱いについて問い合わせた結果を司法修習生に伝えない理由が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「修習給付金に関する所得税及び住民税、並びに健康保険の取扱いについて、最高裁判所が自ら税務署、健康保険組合、市区町村等に問い合わせをした上で、その結果を司法修習生に伝えようとしないう理由が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年3月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

修習給付金に関する所得税及び住民税並びに健康保険の取扱いについては、修習給付金制度導入時に、所要の調査、検討を行った上で、司法修習生に周知すべき内容としては「修習給付金案内」に記載した内容とすることが相当であると判断し、現に「修習給付金案内」を配布して周知したものであるが、周知すべき内容の検討のために文書を作成することまではしていないため、個々の

調査の結果を司法修習生に周知するか否かの理由を記載した文書も作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年3月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年7月19日 審議
- ④ 同年8月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、修習給付金に関する所得税及び住民税並びに健康保険の取扱いについては、修習給付金制度導入時に所要の調査、検討を行った上で、司法修習生に周知すべき内容としては「修習給付金案内」に記載した内容とすることが相当であると判断したとのことであり、その際、「修習給付金案内」にどこまでの内容を盛り込むべきかについての文書を別途作成することまではしていないとのことである。このような「修習給付金案内」の作成過程を踏まえれば、本件開示申出文書を作成又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人